



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化 プラントおよびその化学製品」認定基準(案) 説明会

2025年1月28日

■ エコマーク®制度の概要









Try ecologue.

環境配慮型商品に「エコマーク®」を付けることで、
持続可能な社会の形成に向けて事業者・消費者の行動を誘導
していくことを目的

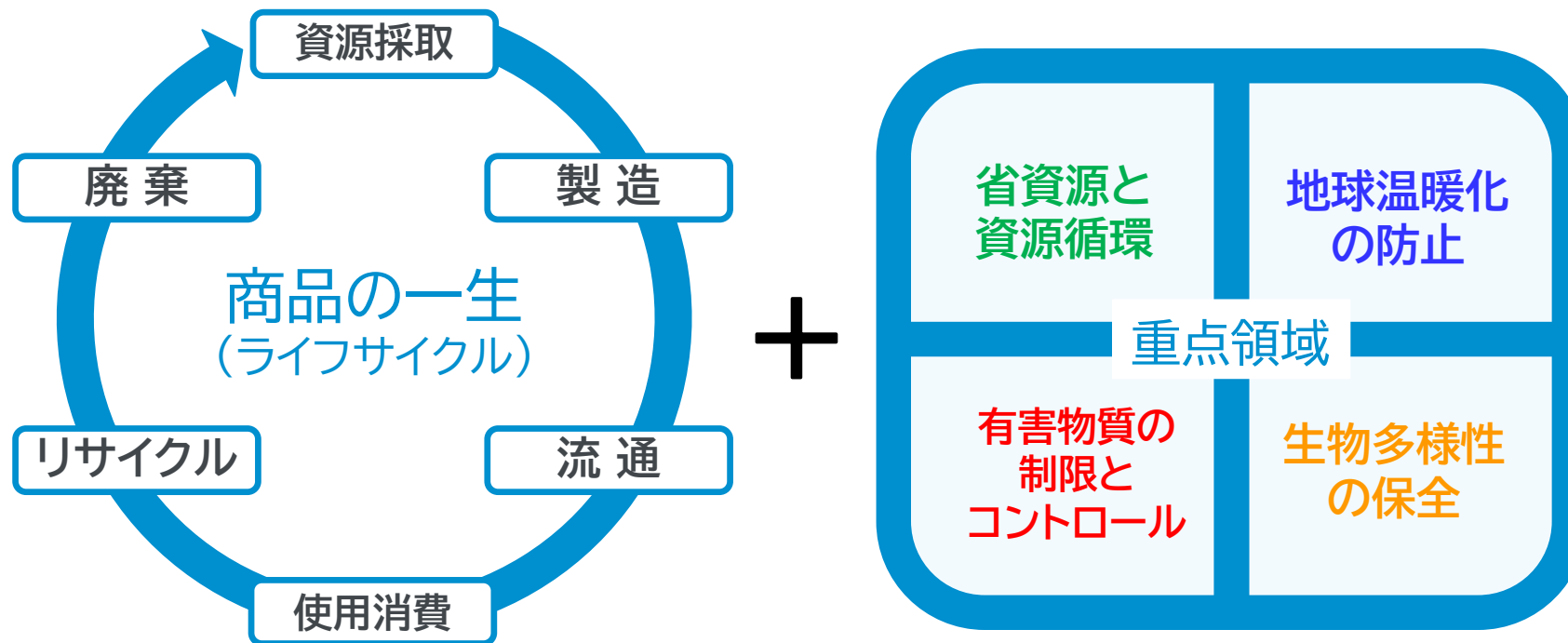


- ・国際規格ISO14024に基づく、
日本で唯一のタイプ I 環境ラベル制度
- ・第三者認証制度

エコマークロゴおよび「エコマーク」の呼称は商標登録
(図形商標:商標登録第2412829号他、文字商標:商標登録番号第4656969号他)

ISOによる分類	特徴	ロゴの例
ISO14024 「環境ラベル及び宣言 –タイプⅠ環境ラベル表示– 原則及び手続」	<ul style="list-style-type: none"> 特定の製品カテゴリの中で、製品のライフサイクルを考慮し、包括的な環境優位性を示すラベル 自主的な複数の基準に基づき授与する第三者制度 	 エコマーク (日本)  ブルーエンジェル (ドイツ)
ISO14021 環境ラベル及び宣言 –自己宣言による環境主張 (タイプⅡ環境ラベル表示)	<ul style="list-style-type: none"> 独立した第三者の認証を必要としない環境主張 	<div style="background-color: #FFD700; padding: 5px; text-align: center;"> 自社の環境ラベル等 </div>
ISO14025 環境ラベル及び宣言 –タイプⅢ環境宣言– 原則及び手続	<ul style="list-style-type: none"> ISO14040およびISO14044に基づいて定量化された環境データを提供する環境宣言 気候変動、酸性化、富栄養化、資源消費などの複数の対象影響領域を包括的に製品のライフサイクルを評価 	 SuMPO EPD(日本)  旧:エコリーフ(日本)
ISO14067 温室効果ガス–製品のカーボンフットプリント–定量化の要求事項及び指針	<ul style="list-style-type: none"> 製品のライフサイクル全体で排出された温室効果ガスをCO₂排出量に換算して「見える化」する仕組み(対象影響領域:単一:気候変動のみ) 	 SuMPO EPD Climate宣言(日本)  旧:カーボンフットプリント(日本)

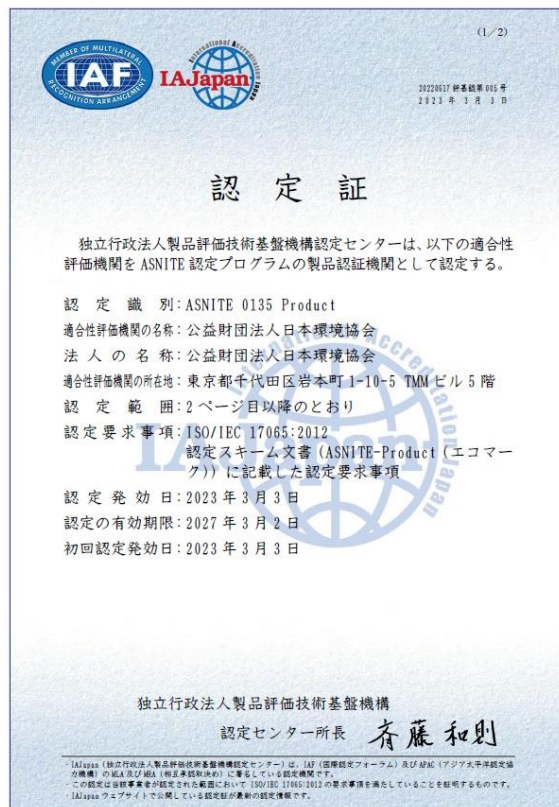
ライフサイクルを考えた基準を商品分野ごとに設定
総合的に環境負荷が少ない製品・サービスを認定



 SDGsにもつながる、多様な環境課題を評価

製品認証機関としての力量評価:

ISO/IEC 17065「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」に基づいて認定を取得



GENICESの認証

環境ラベルの基準策定方法や組織体制などについてISO14024の規則に則って運営されているかなどを、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)の「専門家による評価パネル」により監査・認証を受けている



商品
分野数
75

認定商品
・施設数
約53,000

認定
企業数
約1,480

認知度
80%
以上

市場規模
4.7
兆円

エコマーク商品の
ライフサイクルに
おける
CO₂削減効果
101万トン*

*2014年の1年間に販売されたもの

日用品・家庭用品



文具・事務用品



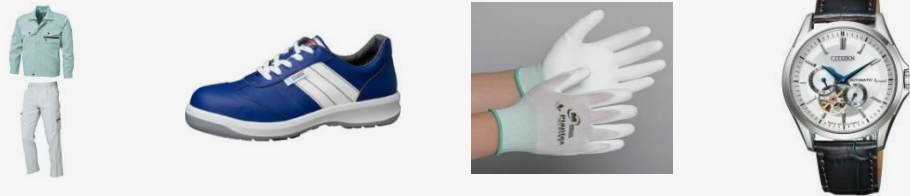
キッズ・ベビー



OA機器・サプライ



ファッション・小物



家電/家具・インテリア



土木建築資材・設備



食品・飲料(容器包装)



サービス(ホテル、小売店舗、飲食店等)



- 「タイプ I 環境ラベル」は各国の環境政策に強く影響を与えている
⇒ 例:各国の公共調達制度への活用
- 欧州のグリーン訴求指令案など、昨今「グリーンウォッシュ規制」が世界的に注目されている
⇒ タイプI環境ラベル等の第三者の評価・検証が求められる方向へ
- 日本のタイプ I 環境ラベル「エコマーク」は、その制度の透明性や信頼性、認知度80%以上、36年の歴史を背景に、活用の場が広がっている

商品の環境
ブランディング

企業価値の向上

事業機会の拡大



グリーン購入法		エコマーク
2001年施行(2000年制定)	開始年	1989年
環境省	所管	(公財)日本環境協会
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)	根拠法令・関連規格	ISO14024「環境ラベル及び宣言－タイプ I 環境ラベル表示－原則及び手続」
【調達者側の基準】 (国等による環境に配慮した環境物品等の調達を推進)	目的	【環境ラベル制度】 (購入時の環境配慮型商品の目印)
22分野288品目 (2025年1月閣議決定)	対象分野 (基準)	75商品類型 (2025年1月現在)
自社物品の適合を事業者が自主的に宣言 →その情報をもとに調達者が調達 (認証制度や環境ラベル制度ではない)	適合判断	第三者機関(日本環境協会)が エコマーク認定基準に基づいて認定を行う
【判断の基準】に「エコマーク認定基準を満たすこと 又は同等のものであること」が多くの品目で明記		



グリーン購入法の適合の証明としてエコマークが活用されている
(288品目の約7割は、エコマーク商品を調達すれば、グリーン購入法の基準にも適合する建付け)

- エコマーク商品の認定情報を、JANコードを介して、ECサイト事業者の製品ページ等と連携（アスクル、カウネット、価格.comなど）
- Amazon「Climate Pledge Friendly*」プログラムでも「エコマーク」も対象に
*信頼性の高い第三者認証を取得したサステナブルな特徴を持つ商品を見つけやすく



サステナブルな特徴

この商品は信頼できる認証機関によってサステナブルな特徴があると認められています。

製造基準

環境負荷のリスクを軽減するプロセスを通じて製造されています。

認証機関名:

エコマーク

CLIMATE PLEDGE FRIENDLY

サステナビリティ機能を備えたその他の商品をご覧ください。

[詳細はこちら](#)

- <https://press.aboutamazon.com/jp/Top-Navi/Press-releases/Presselist/Press-release/amazon/jp/Corporate/20241023 Climate-Pledge-Friendly/>
- <https://www.amazon.co.jp/b?ie=UTF8&node=25247992051>

■ No.513「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品」認定基準(案) の概要



Try ecologue.

基本原則

3R+Renewable

(リデュース、リユース、リサイクル+再生可能な資源に替える)

リデュース

①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

リユース・リサイクル

②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル

④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用

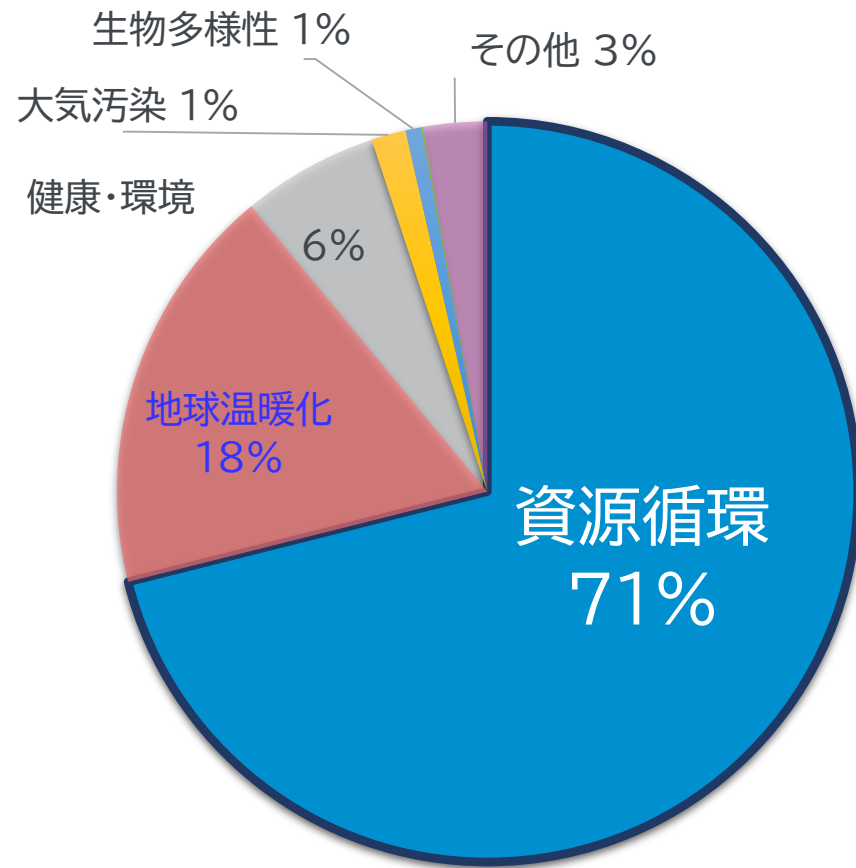
再生利用・バイオマスプラスチック

⑤2030年までに再生利用を倍増

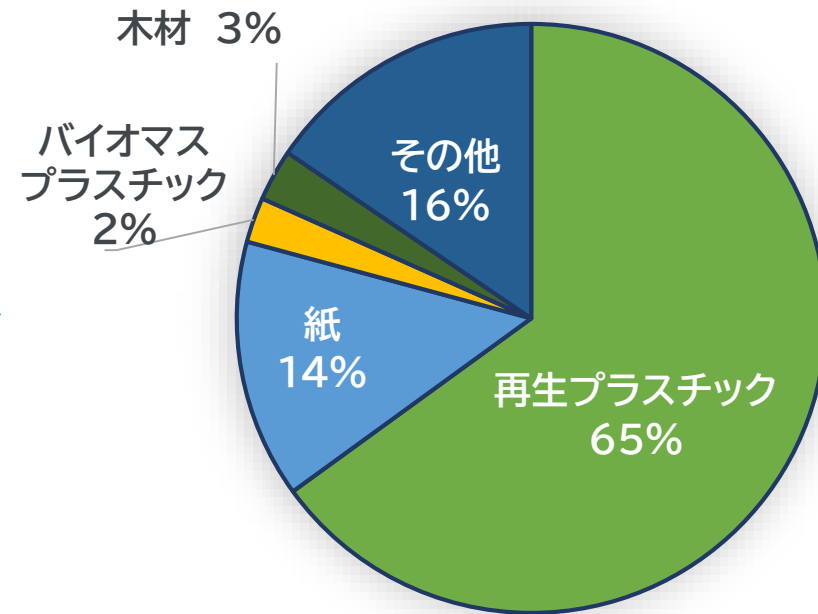
⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

 2019年以降、国内でも循環経済やカーボンニュートラル社会の実現に向けた議論が活発化

本年度に入り「第五次循環型社会形成推進基本計画」の公表や「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の成立など、資源循環の高度化に向けた動きが加速



認定製品の主たる環境領域



「資源循環」の材料の内訳

💡 「資源循環」が評価された認定製品が約7割、そのうち2/3がプラスチック
「地球温暖化」に分類した電子機器等でも再生プラスチックの使用が進んでいる

再生プラスチック

- 主に「マテリアルリサイクル」
(一部、ケミカルリサイクルPET繊維を対象)
- 1989年から幅広い商品分野で認定
- セグリゲーション方式(分離方式)により管理

今回の認定基準(案)

ケミカルリサイクル

(マスバランス方式も含めて議論)

バイオマス由来

バイオマスプラスチック

- 2015年より繊維製品、容器包装等で認定対象
- 環境負荷低減効果が確認された樹脂を対象
(バイオPE、バイオPETなど)
- セグリゲーション方式(分離方式)により管理

バイオマス割当プラスチック

- 2023年より容器包装で認定対象
- 環境負荷低減効果が確認された樹脂を対象
- マスバランス方式により管理

- リデュース・リユースの推進:軽量化、リターナブル用品など
- 使い捨て製品(レジ袋等):資源の適切使用の観点からエコマークでは認定外
- 生分解性プラスチック:環境中で使用され回収が難しく、生分解性能が発揮される用途に限定して認定

類型 No.	商品類型名	主たる対象品目	再生プラ	バイオマス プラ	バイオマス 割当プラ	生分解性 プラ
101	かばん・スーツケース	布製ショッピングバッグなど	●	●		
103	衣服	制服、作業服など	●	●		
104	家庭用繊維製品	寝具、毛布、生地、糸など	●	●		
105	工業用繊維製品	のぼり・幕、不織布など	●	●		
112	文具・事務用品	ボールペン、修正具、ファイルなど	●	●		
118	プラスチック製品	他商品類型で対象となっていない、製品全重量で50%以上がプラスチック製のもの	●			
123	建築製品(内装工事関係用資材)	ビニル床材、タイルカーペットなど	●			
128	日用品	食器、水切り用濾紙袋、ごみ袋など	●	●		
130	家具	いす、たな、マットレスなど	●	●		
131	土木製品	車止め、型枠、ドレーン材など	●	●		
137	建築製品(外装・外構工事関係用資材)	プラスチックデッキ材など	●			
138	建築製品(材料系の資材)	排水・通気用硬質ポリ塩化ビニル管など	●			
140	飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装	食品・シャンプー容器、食品トレーなど	●	●	●	
141	生分解性プラスチック製品	農業用マルチフィルム、コンポスト袋など				●
143	靴・履物	プラスチック製、繊維製の靴	●	●		
164	海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品	海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物由来の再生プラスチックを10%以上使用する製品	●			

今回の認定基準案の公開について

認定基準案は、以下(ウェブサイト「商品の認定基準」→「認定基準の意見募集」)に公開

<https://www.ecomark.jp/nintei/public/>

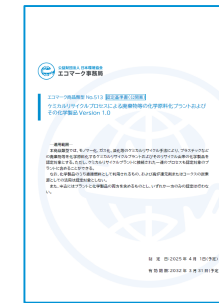
ご意見の提出方法についても、同ページに記載

認定基準案の公開と意見募集

新しい商品類型や、認定基準の全面的な改定により策定された認定基準案は、ホームページなどで公表し、30日間パブリックコメントを募集します。期間中に寄せられたご意見を考慮の上、基準策定委員会で審議、当協会が認定基準を制定します。

- ・「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品」(新規)
- ・「空港ラウンジ」(新規)
- ・「定量的環境情報(CFP、LCA)の配慮事項への追加について」(改定)

意見募集	募集期間	商品類型名	認定基準案	制定予定日
受付中	2025年1月15日～ 2月13日	No.513 「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品Version1.0」(新規)	 認定基準書  付属証明書  解説書	2025年 4月1日



認定基準書

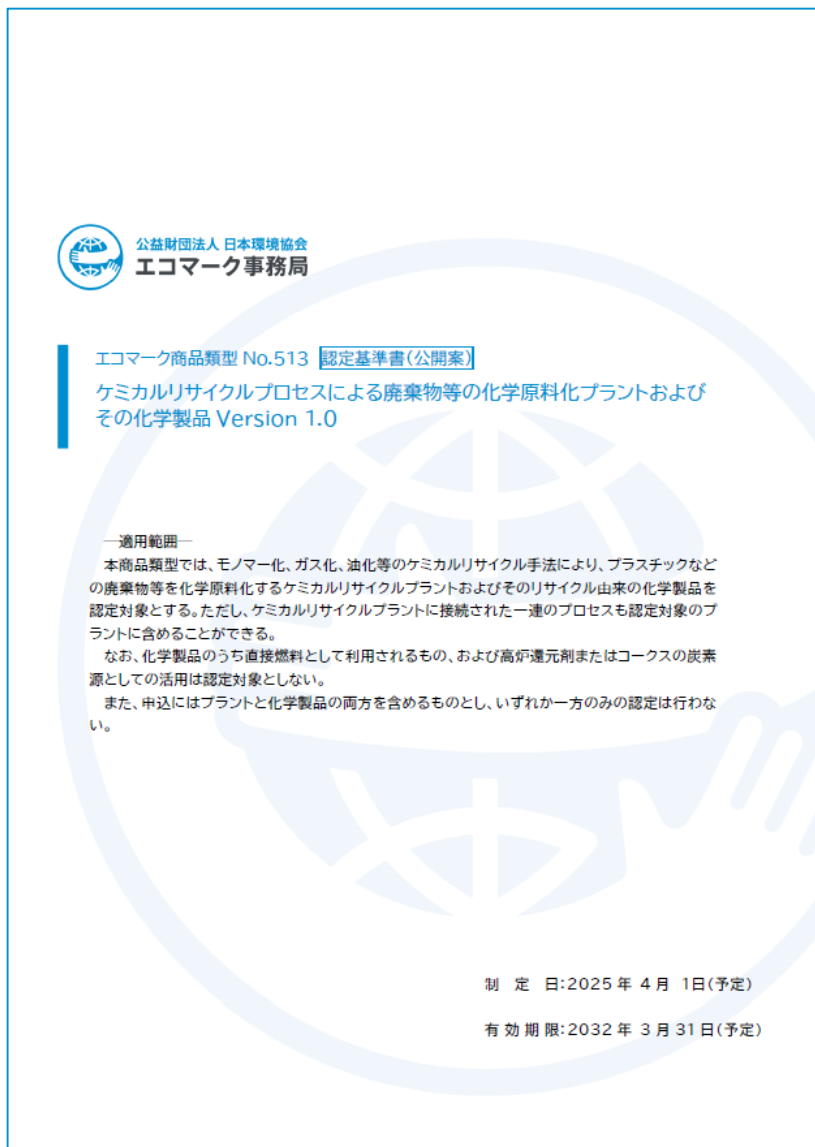


付属証明書



解説書

※ 認定基準制定後は、ウェブサイト「商品の認定基準」のNo.513に認定基準書等を公開



1. 認定基準制定の目的

2. 適用範囲

…申込の対象範囲

3. 用語の定義

4. 認定の基準と証明方法

…基準項目と各項目毎に

4-1.環境に関する基準と証明方法

証明方法を設定

4-1-1.省資源と資源循環

4-1-2.有害物質の制限とコントロール

4-1-3.その他

4-2. マスバランス方式による化学製品等への表示に関する基準と証明方法

5. 配慮事項

…認定の要件とはしないが、配慮することが望ましい項目

6. 商品区分、表示など

…申込単位(申込者)、表示方法など

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.省資源と資源循環

(1) 申込プラントは、プラスチック、合成繊維および合成ゴムなどの廃棄物等の化学原料化を目的とするケミカルリサイクルプロセスを有すること。また、ケミカルリサイクルプラントに投入する廃棄物等の受入基準や体制が整備され、適正に管理していること。

【証明方法】

申込プラントのケミカルリサイクルプロセスや投入原料、製造される化学製品を説明する資料を提出すること。また、受入基準（廃棄物等の素性・性状を含む）を提出すること。また、原料供給事業者のリストおよび各事業者との契約状況、廃棄物等の発生源に関する情報、法令順守（マニフェスト等）に関する確認、受入時の確認および記録（受入内容・量、手順、管理体制等）、受入基準等の変更時の取扱い、および帳票類の保管等に関する書類を提出すること。

基準項目の
要求事項を記載

基準項目の証明の
方法を記載
(次ページの付属証明
書、ひな型に対応)

付属証明書のZIPファイル： 付属証明書や証明書のひな形(記入表)を公開

513V1 付属証明書

認定基準 項目番号	記入欄 該当する□にチェックを入れて下さい	必要な添付証明書	添付証明書の 発行者				
4-1-1.(5) 製品仕様書	申込プラントで生産されたりサイクル由来の化学製品の 出荷・取引毎(または一定期間毎における)に、使用 している廃棄物等の種類、リサイクルの手法、出荷量、 組成および配合率(または割当率)等を記した製品仕様 書等を販売先に発行している <input type="checkbox"/> はい / <input type="checkbox"/> いいえ	製品仕様書等(実際 に発行したもの(代表 1点以上)または、ひ な形でも可) および、発行実績の 一覧表	申込者				
4-1-2.(6) 申込プラント から発生する 排出物	申込プラントから発生する排出物は、可能な限り 再資源化している <input type="checkbox"/> はい / <input type="checkbox"/> いいえ 再資源化できない部分は法令に従って適正処理 している <input type="checkbox"/> はい / <input type="checkbox"/> いいえ 本項は、廃棄物等の受入後の物理選別工程等、および申込 プラントに接続されたプロセス(申込に含める場合に限る)か らの排出物についても本項は適用される	排出物の種類、再資 源化された量(前年 度の実績値)および 用途、再資源化でき ない部分についての 処理・処分の体制が 整備されていること (処理能力、処理内 容など)の説明文書	申込者				
4-1-2.(7) 環境法規等の 順守		記入表513-1	工場長				
4-1-2.(8) プラントの設 備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程等</th> <th>該当有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物等</td> <td>原料として使用する廃棄物等を工</td> </tr> </tbody> </table>	工程等	該当有無	廃棄物等	原料として使用する廃棄物等を工		
工程等	該当有無						
廃棄物等	原料として使用する廃棄物等を工						

書類の発行者

提出が必要な書類、一部
はひな型をWordで公開

記入表513-1_環境法規等証明書.docx

記入表513-1
(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 御中

環境法規等順守証明書

発行日: 202 年 月 日

(会社名) (工場名)	氏名
(責任者名)役職名	
工業住所:	
TEL:	E-mail:

* 責任者名は工場長(もしくは相当する工場の責任者)
 * 本証明書の発行日は、エコマークへの申込日より直前3ヶ月以内有効

下記の事項に適合していることを証明します。

記

1. 申込プラントを有する工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排
出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など防止協定など(以下、「環境法規
等」という)を順守していることを証明します。

(以下の該当する□をチェック、記入の上、ご提出下さい。別紙一覧提出可)

工場に関連する環境法規等の名称	備考
<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法	
<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	
<input type="checkbox"/> 騒音規制法	
<input type="checkbox"/> 振動規制法	
<input type="checkbox"/> 悪臭防止法	
<input type="checkbox"/> 廃棄物処理法	
その他:	

※ “その他”には工場が該当する法律名、立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名
称を記載すること(例:〇〇県〇〇環境保全条例、〇〇市公害防止協定)

2. 本証明書の発行日より以前の環境法規等の順守状況は以下の通りであることを証明します。
(該当する□をチェックし、ご提出下さい。また、違反とは、行政処分、または行政指導などを指します。)

過去5年間、関連する環境法規等の違反はありません。
 創業(年)以来、関連する環境法規等の違反はありません。
 過去5年間に関連する環境法規等に違反があり、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講
じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守しています。

※行政処分、または行政指導などの違反があった場合には、以下a.b.の書類の提出が必要です。

a.違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、および それらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるも の)
b.環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)~5)の資料(記録文書の写し 等)

1)工場が立地している地域に関連する環境法規等の一覧
 2)実施体制(組織図に役割等を記したものを)
 3)記録文書の保管について定めたもの
 4)再発防止策(今後の予防策)
 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

過去に環境法規等に違反があり、まだ改善等がはかられていません。

以上

1/1

記入表513-1(証明書のひな形)



エコマーク商品類型 No.513 **解説(公開案)**

ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品 Version 1

制定:2025年4月1日(予定)

「解説書」は、基準策定委員会において議論された内容を公開し、透明性を確保するために記述したもの

- 商品類型の設定の背景
- 対象商品の範囲、用語の定義などの補足説明
- 各基準項目の検討の経緯や、考え方や補足情報を示したもの

- プラスチック等の資源循環や将来のカーボンニュートラル社会の実現との両立を目指す取り組みとして、廃プラスチック等をケミカルリサイクルプロセスによって化学原料化し、再びプラスチック等の原料として利活用するための技術開発が活発に行われている
- 化石資源に依存せず、資源や製品を循環的に利用して付加価値を創出する循環経済への移行には、社会全体で廃プラスチック等の太い循環の輪を構築していくことが望ましい
- 広く消費者のケミカルリサイクルに関する認知や理解を深めることが重要であり、その意義を正しく伝えていく役割が環境ラベルに期待されている



エコマーク: 36年前から廃プラをマテリアルリサイクルしたプラスチック製品の認定を実施。
ケミカルリサイクル: No.103「衣服Version3」などでケミカルリサイクルPET繊維(モノマー化)など一部に限られる。

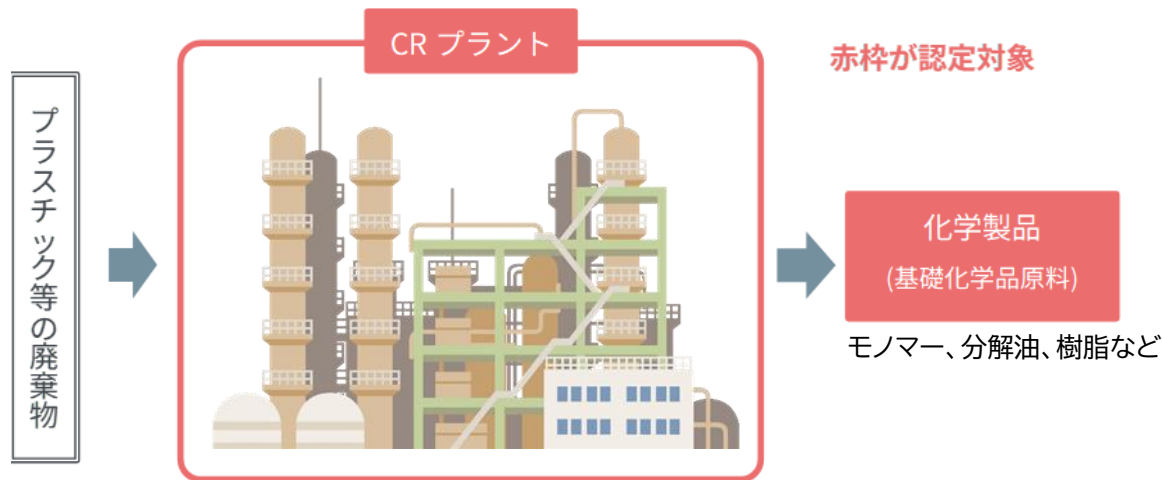


【第1期】

化学産業における廃プラスチックなどの廃棄物等のケミカルリサイクル(モノマー化、ガス化、油化等)による化学原料化に着目し、ケミカルリサイクルプラントおよび化学製品を対象に認定基準を策定

サプライチェーンのトレーサビリティを重視し、上流側から段階的に認定基準を作成

【第1期】(今回)「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品



- ・ケミカルリサイクルプラントを有する事業者が申込者
- ・プラント自体の評価
- ・そこから生産されたケミカルリサイクル由来の化学製品の管理方法の評価

【第2期】ケミカルリサイクル(CR)由来の化学製品を使用したプラスチック等の原料、中間製品等

CR由来の化学製品
(基礎化学原料)


プラスチック等の原料、
中間製品等

既存の商品分野毎の認定基準
(文具、容器包装など)への
第2期のCR基準項目の組み込み

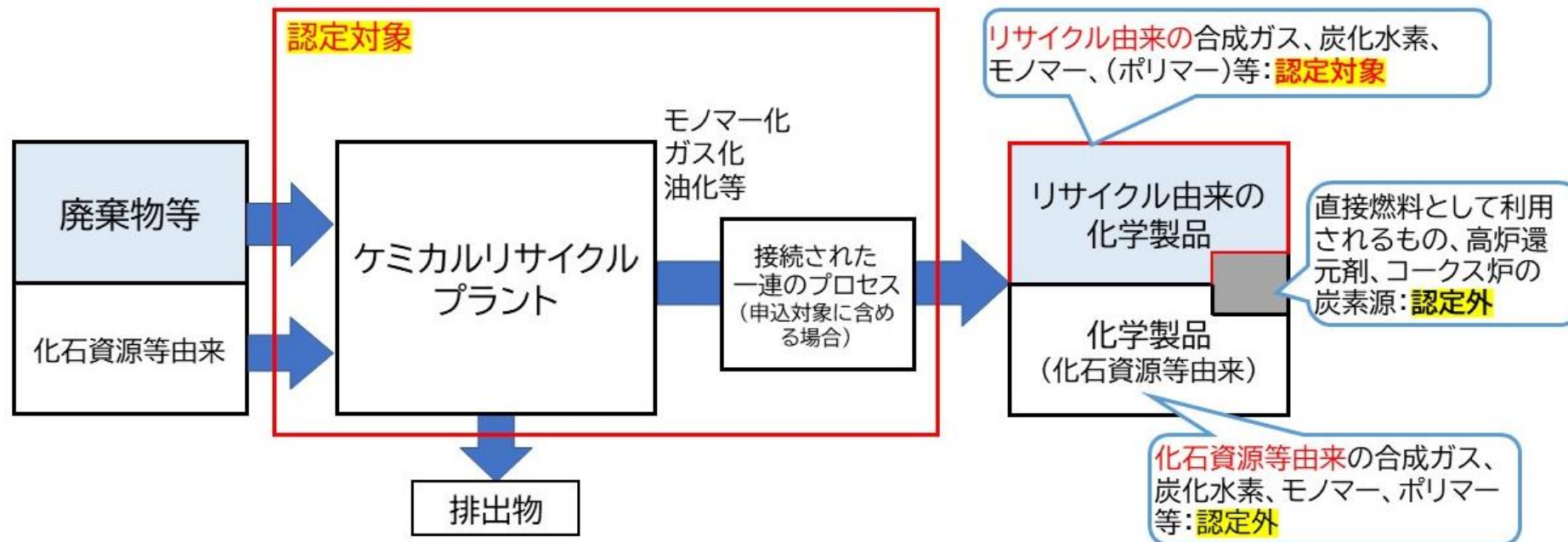
第2期の認定対象

- ・ 第1期終了後に検討開始予定
- ・ 「製品評価」を中心した基準(プラント評価は含まない)

ケミカルリサイクル	モノマー化、ガス化、油化等の化学プロセスによって、プラスチック、合成繊維、合成ゴムなどの廃棄物等の化学構造を変化させ、モノマーや新たな原料に変換すること、およびその技術。熱回収や焼却は除く。
モノマー化	プラスチックなどの廃棄物等から、ポリマーを解重合してモノマー、オリゴマーなどに変換すること、およびその技術。
ガス化	プラスチックなどの廃棄物等から、水素および一酸化炭素を主成分とするガスに熱分解すること、およびその技術。
油化	プラスチックなどの廃棄物等から、主に液状の炭化水素に熱分解すること、およびその技術。

(ケミカルリサイクルによる)化学製品	ケミカルリサイクルプラントによって、化学工業に用いるために化学原料化された生成物であって、有機化合物を構成する炭素(C)、水素(H)などの元素を含むもの。 本商品類型では、主にプラスチック等の原料に用いられる基礎化学品およびその原料(合成ガス(水素および一酸化炭素が50%以上であるもの)、炭化水素、モノマー等)などを指す。なお、接続されたプロセスによって生成したポリマー等も化学製品に含む。 ケミカルリサイクルによる化学製品には「リサイクル由来の化学製品」と「化学製品(化石資源等由来)」に分類される。
【認定対象】 	
リサイクル由来の化学製品	廃棄物等からのリサイクル由来の化学製品で、セグリゲーション方式によるリサイクル材料を含有する化学製品、またはマスバランス方式によるリサイクル由来特性を割り当てた化学製品をいう。
化学製品(化石資源等由来)	化石資源等由来の化学製品で、リサイクル材料を含有しない化学製品、またはマスバランス方式によるリサイクル由来特性を割り当てない化学製品をいう。

- モノマー化、ガス化、油化等のケミカルリサイクル手法により、プラスチックなどの廃棄物等を化学原料化するケミカルリサイクルプラントおよびそのリサイクル由来の化学製品を認定対象
- ケミカルリサイクルプラントに接続された一連のプロセス(同一の事業者・同一の工場内)も認定対象のプラントに含めることができる
- 化学製品のうち、直接燃料として利用されるもの、および高炉還元剤またはコークスの炭素源としての活用は認定対象としない
- 申込には「プラント」と「化学製品」の両方を含めるものとし、いずれか一方のみの認定は行わない



必須基準11項目と配慮事項1項目から構成

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 省資源と資源循環

- (1) ケミカルリサイクルプロセスと原料調達管理
- (2) 物質収支／エネルギー収支の把握、化学原料化率
- (3) 製品ライフサイクル全体の気候変動への影響
- (4) リサイクル由来特性の割当率、またはリサイクル材料含有率
- (5) 製品仕様書

4-1-2. 有害物質の制限とコントロール

- (6) 申込プラントから発生する排出物
- (7) 環境法規等の順守
- (8) プラントの設備

4-1-3. その他

- (9) ウェブサイト等での情報公開
- (10) 消費者との環境コミュニケーション

4-2. マスバランス方式による化学製品等への表示に関する基準と証明方法

- (11) 表示等

5. 配慮事項

- (1) 申込プラントで使用するエネルギー

(1)ケミカルリサイクルプロセスと原料調達管理

- ① 申込プラントは、プラスチック、合成繊維および合成ゴムなどの**廃棄物等***の化学原料化を目的とするケミカルリサイクルプロセスを有する
 - ・申込プラントのケミカルリサイクルプロセスの説明
 - ・投入原料、製造される化学製品を説明する資料
- ② ケミカルリサイクルプラントに投入する**廃棄物等の受入基準**や**体制が整備され、適正に管理している**
 - ・受入基準(廃棄物等の素性・性状を含む)
 - ・原料供給事業者のリストおよび各事業者との契約状況
 - ・廃棄物等の発生源に関する情報、法令順守に関する確認状況
 - ・受入時の確認および記録(受入内容・量、手順、管理体制等)
 - ・受入基準等の変更時の取扱い、帳票類の保管等に関する書類

*「廃棄物」または「一度使用され、もしくは使用されずに収集され、もしくは廃棄された製品。または製品の製造、加工、修理などで副次的に発生した材料または不良品など」に該当するもの(有価・無価を問わない)で、ポストコンシューマ材料またはプレコンシューマ材料に分類されるもの

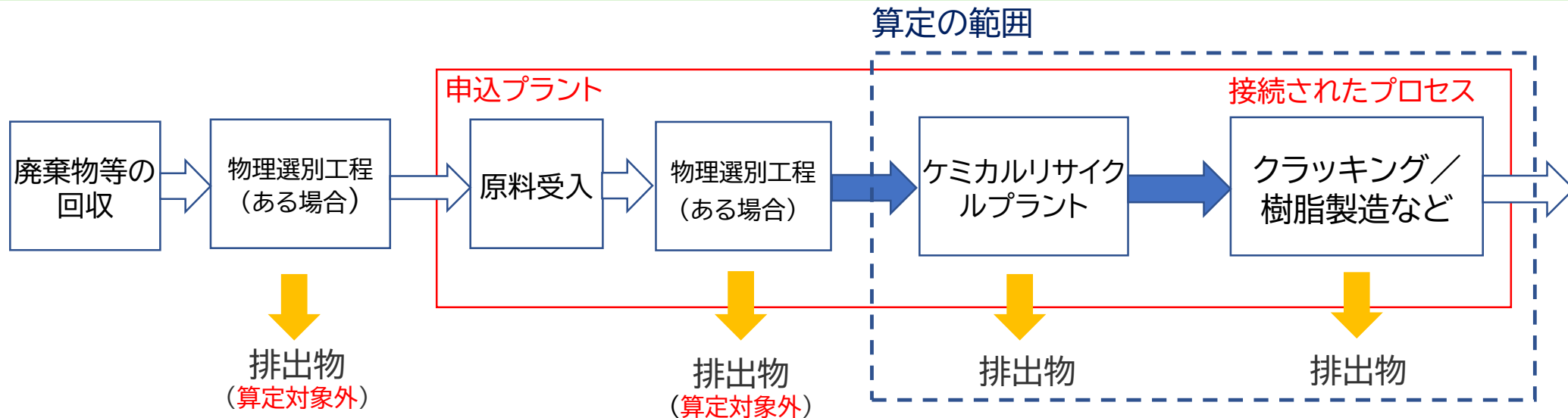
ケミカルリサイクルプラントのプロセスの確認と、廃棄物等の受入体制を確認することが目的

4-1-1.省資源と資源循環(2)

(2) 申込プラント全体の物質収支およびエネルギー収支を把握し、効率のよい運用に努めている
廃棄物等の化学原料化率(下式による)を算定し、実績値が理論値の50%以上になるように管理している

$$\text{化学原料化率(\%)} = \frac{\text{[生産されたりサイクル由来の化学製品の量:B]} \downarrow}{\text{[廃棄物等の投入量:A]} \downarrow} \times 100\%$$

- A=[申込プラントに投入した廃棄物等の量]-[排出物①(化学製品以外の固形状または液状(排水を除く)の異物の量)]
- 算定は、申込ケミカルリサイクルプラントに投入された以降から接続されたプロセス(申込プラントに含む場合)によりリサイクル由来の化学製品が生産されるまで(ケミカルリサイクルプラントに投入する前の物理選別工程等は算定対象外)
- モノマー化および油化等は質量、ガス化は質量または炭素量で算定する
- 算定は、マスバランス方式は用いずに行う
- 化石資源等由来による投入・製品化、排出への寄与分は、上式のA・Bに含めない
- A・Bは乾燥状態での質量を基本とする(水分量が推定できる場合には、水分量はA・Bから除いて計算することができる)



- (3) 申込プラントから生産されるリサイクル由来の化学製品
製品ライフサイクル全体の気候変動への影響(すなわちGWPによってCO2換算した温室効果ガス排出量)が、代替しようとする化学製品を生産する一般的なプロセスと比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

ケミカルリサイクルされた製品が、従来の化学製品と比較して環境負荷が増加しないことを**第三者により確認**をしていることを要件

- (4) ・**マスバランス方式**により、申込プラントから生産される化学製品にリサイクル由来特性を割り当てる場合にあっては、**割当量・率が適正に維持管理され、第三者による監査または認証(トレーサビリティ認証制度など)が行われていること。**
・**セグリゲーション方式**で生産する場合にあっては、**化学製品のリサイクル材料含有率を適正に管理していること。**
- (5) 申込プラントで生産されたリサイクル由来の化学製品の出荷・取引毎(継続して出荷する場合には、一定期間毎における)に、使用している廃棄物等の種類、リサイクルの手法、出荷量、組成および配合率(または割当率)等を記した製品仕様書等を販売先に発行していること。

製品のリサイクル材の管理方法について規定

(6) 申込プラントから発生する排出物は、可能な限り再資源化されていること。また、再資源化できない部分は法令に従って適正処理されること。なお、廃棄物等の受入後の物理選別工程等、および申込プラントに接続されたプロセス(申込に含める場合に限る)からの排出物についても本項は適用される。

(7) 申込プラントの環境法規等の順守

(8) 申込プラントを有する工場において下表1の工程等がある場合には、該当する要件を満たすこと。

工程等	要件
廃棄物等の保管	原料として使用する廃棄物等を工場内で保管する場合は、衛生管理対策(悪臭防止等)や飛散防止対策、および火災対策等を含む、保管管理基準・手順等が定められている
排ガスの発生	申込プラントの処理工程で排ガスが発生する場合には、適正に処理する設備を有している
汚水の発生	申込プラントの排ガス処理工程等において汚水が発生する場合には、排水処理設備を有している
粉じんの発生	原料となる廃棄物等を処理する破砕機等で粉じんが発生する工程を有する場合には、粉じんの発生を抑制する設備、集じん設備等により対策を講じている

環境法規等の順守や、排出物の有効利用、プラントの設備等に関する基準を設定

(9) 申込者は、申込プラントに関し、消費者に対してウェブサイト等で以下を含む情報を公開している
公開にあたっては、図などを用いるなど消費者に理解が得やすいように配慮すること

<情報公開が必要な項目>

- ・投入される原料(主な廃棄物等。例えば、廃プラスチックなど)
- ・ケミカルリサイクルプラントの種類(モノマー化、ガス化、油化等)およびプラントの概略図
- ・ケミカルリサイクルにより生産される化学製品または想定する最終製品群の例示
- ・資源循環やカーボンニュートラルに寄与することの説明
- ・トップマネジメントによる環境に配慮した事業経営に関するコミットメント など

(10) 消費者との環境コミュニケーションとして、下表のいずれか一つ以上を継続的に実施している

No.	取り組み内容
A	工場への見学者の受け入れ(ケミカルリサイクルに関する内容を含むもの)
B	環境をテーマとした催し物や住民向けのイベント・出前授業など(ケミカルリサイクルに関する内容を含むもの)
C	ケミカルリサイクルプラントの原料を回収する拠点の設置、回収キャンペーンの実施など
D	周辺地域の環境保全活動(清掃、生き物の生息地の整備、自然保護など)
E	環境に関する基金の設置または寄付、環境団体の支援など
F	その他

ケミカルリサイクルが消費者に認知されるための取り組みを規定

4-2. マスバランス方式による化学製品等への表示に関する基準と証明方法

(11) リサイクル由来特性を割り当てた化学製品の環境情報の表示は、環境省「環境表示ガイドライン」を順守するとともに、以下1)および2)を満たす

1) エコマーク認定の理由が、正しく化学製品の購入者などに伝わるように情報を付記する

例「リサイクル由来特性を○%割り当てた○○を使用」

「リサイクル由来特性を○%割り当てた○○を使用(マスバランス方式)」

2) マスバランス方式で管理された化学製品のうち、リサイクル由来特性の割当を行っていない製品に、リサイクル材料が含有する等の主張をしないことを誓約する

バイオマス由来特性を割り当てたプラスチックと同内容の基準を設定

5. 配慮事項【配慮することが望ましい要件】

(1) 申込プラントで使用するエネルギー源は、再生可能エネルギー、非化石エネルギー(工程内で発生し化学製品に使用できない副生ガス・副生油等、またはグリーン水素(再生可能エネルギー由来の電力を使用して、水を電気分解して生成される水素)・ブルー水素(水素の製造工程で排出されたCO₂を回収して貯留または利用することで、CO₂排出をおさえて生成される水素)等をいう)、もしくは廃熱等を有効利用していること。ただし、現時点で利用していない場合は、本プラントのエネルギー源の転換に向けた計画を策定していることでもよい。

省エネの取り組みを規定した内容。将来に向けての取り組みであるため、配慮事項とした

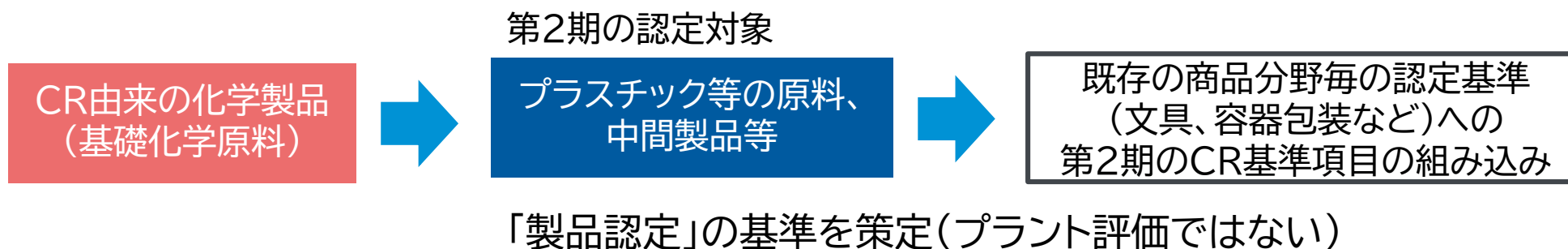
パブリックコメントの受付(1月15日~2月13日)



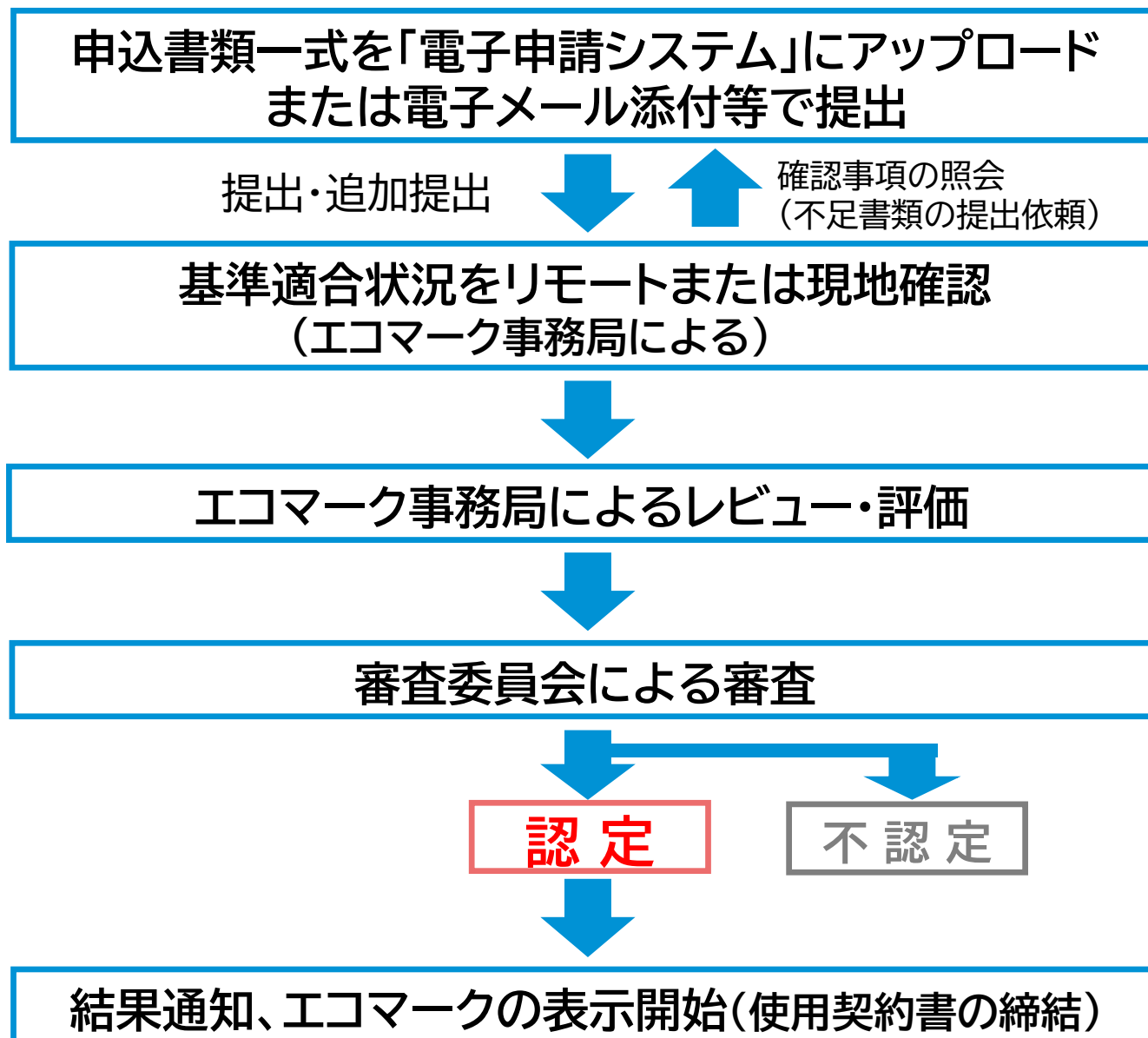
ご意見は、「ケミカルリサイクル」基準策定委員会で検討

No.513認定基準の制定・公表(2025年4月1日【予定】)
および制定日同日から申込の受付開始

その後、【第2期】として、ケミカルリサイクル(CR)プラント以降の「ケミカルリサイクル由来の化学製品を使用したプラスチック等の原料、中間製品等」(仮称)の認定基準の策定を開始する予定

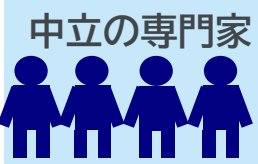


毎月の締切日
(15日)
2ヶ月程度



審査料

「電子申請システム」
<https://www.ecomark.jp/licensee/ecomark-sinsei-system.html>



年間ライセンス料

認定基準(案)に関しご意見等がありましたら、**2025年2月13日(木)17時まで**に提出して下さい

提出先: info@ecomark.jp

件名: 「No.513「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品Version1.0」」認定基準案に関する意見

応募について

意見の提出にあたっては、以下の提出書式に記入してください。なお、本書式によらない場合には、以下の事項を含んでいれば提出書式は自由です。

-  提出書式 ⇒ <https://www.ecomark.jp/word/iken.docx>

【記載必要事項】

- エコマーク商品類型の商品類型名 (例: 「〇〇」認定基準案)
- 氏名
- 住所
- 電話番号、(FAX番号)
- Eメールアドレス
- 職業
- 意見内容: (該当する基準番号等を明記の上、できるだけ簡潔にご記載ください。)

なお、郵送、FAXでも受け付けています



Try ecologue.

日常の小さなコミュニケーションを通して環境への関心を育んでいく、それがエコログです。
持続可能な地球の未来に向け、誰もが自分ごととして考え行動し、社会の大きな変化へとつなげていくために、
信頼性と安心感を備えたエコマークが、やわらかなリーダーシップで一人ひとりの一歩を後押しします。

ありたい姿を実現していくために、まず私たちから“Try ecologue.”

※ ecologueは【eco（環境によい）】と【logue（話す）】を組み合わせた造語です。



Try ecologue.

ご清聴ありがとうございました



公益財団法人 日本環境協会

エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp> ✉ sinsei@ecomark.jp ☎ 03-5829-6284

東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階